

(様式第4号)

名簿情報取扱者登録届

令和 年 月 日

我孫子市長 あて

我孫子市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する協定第5条の規定により、次のとおり「名簿情報取扱者」を届け出ます。

名簿情報取扱者		名簿複写の有無
団体名		
氏名	⑩	
住所		

※名簿複写を行う場合は、「名簿複写の有無」欄に記載してください。

名簿情報取扱者の方には、災害対策基本法第49条の13及び我孫子市避難行動要支援者名簿に関する条例第9条により守秘義務が課されます。

災害対策基本法（抜粋）

第49条の13 第49条の11第2項若しくは第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

避難行動要支援者名簿情報の提供に関する協定（抜粋）

第8条第1項 名簿情報について、漏えい、滅失、き損又は改ざんの防止するため、同一の施設可能な場所に保管する等必要な措置を講じなければならない。

第8条第2項 パーソナルコンピューター等により電子データ化してはならない。

第9条第1項 要支援者の避難支援以外の目的に利用してはならない。

第9条第2項 名簿情報の複写について、避難支援の実施に関し、必要最低限でなければならない。

第9条第3項 名簿情報等（複写を含む。）を、避難支援等の実施に必要な限度で名簿情報管理責任者及び名簿情報取扱者以外に、乙に属する者であつて乙内の避難支援等の実施に携わる者に提供することができるものとする。

第10条 名簿情報等（複写を含む。）を、乙に属する者以外の第三者に提供してはならない。ただし、災害発生時に、要支援者の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるときはこの限りではない。